

議事要旨(6) リスク分担型企業年金に関する会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、リスク分担型企業年金に関する会計処理の検討について説明がなされた。その後、藤澤専門研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

リスク分担型企業年金の分類、分類の再判定及び会計処理

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本公開草案において、リスク分担型企業年金の制度面の説明が不足していたと思うが、一方で、会計基準設定主体による対応には限界もあるため、制度を所管する厚生労働省にも、制度の理解促進に努めていただきたい。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本公開草案に対して強い反対意見がいくつか寄せられているのは、本公開草案の提案が十分に理解されていないためではないかと想像される。本公開草案では、リスク分担型企業年金であれば無条件に確定拠出制度に分類するのではなく、企業が追加的な拠出義務を実質的に負うか否かで判断する必要があることを強調してはどうか。

これに対して、事務局より、頂いた意見を踏まえて検討する旨の回答がなされた。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - リスク分担型企業年金を確定拠出制度に分類するためには、他の退職給付制度からの給付の補填がないということが、要件になるのではないか。

これに対して、事務局より、制度の仕組みを理解した上で検討する旨の回答がなされた。

退職給付制度間の移行に関する取扱い

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 制度導入を検討している企業にとって、リスク分担型企業年金に移行すると確定給付制度の会計処理に戻せないのか、又は戻ることができるのかが判断の大きな材料の一つとなる。したがって、確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金から確定給付企業年金に移行する場合は、制度の新設に該当し、それ以外の確定拠出年金制度に移行する場合は特段の会計処理が示されていないという記載だけでも追記してはどうか。

これに対して、事務局より、頂いた意見を踏まえて検討する旨の回答がなされた。

開示

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 分類の再判定の結果、確定給付制度に分類が変更される場合は、当該変更に係る開示は有用であると考えられるので、開示を求めるべきではないか。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 分類の再判定の都度、開示を行うことがなぜ困難なのかについて、根拠が明確ではないのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 分類の再判定は、規約の改訂に限らず、分類の判定に影響を及ぼす事象が新たに生じた場合に行うことを想定し、その都度、開示を行うことは困難であるとの対応案を示した。専門委員会でも同様の意見があったため、趣旨が伝わるよう表現を見直したい。

以 上